

この照会書は、申立人から申請があれば、閲覧やコピーが許可されることがあります。

平成 年(家イ)第 号  
( / A・P)

## 照 会 書

この照会書は、調停を開く前に、相手方であるあなたのお考えをうかがい、調停の進行に役立てるためのものです。あなたの現時点での率直なお考えなどを記入していただき、調停日の1週間前までに同封の返信用封筒にて当係まで返送してください。分からない点や記入しにくい点については、空欄のままでも結構です(調停の席上でお話しください)。調停日の1週間前までに発送できなかった場合は、調停の当日にお持ちください。

なお、この照会書は、あくまで現時点でのお考えをお聞きするものです。後にお考えが変われば、その旨を調停の席上でお話しください。

申立人の求める内容は同封の申立書写しのとおりです。

以下の該当する にチェックし、その他必要事項を記入してください。

- 1 あなたは、夫婦の円満調整もしくは離婚についてどのようにお考えですか。  
円満調整を望んでいる。  
離婚を望んでいる又は離婚の可能性もあると考えている。  
その他 ( )
- 2 離婚の可能性を考えておられる場合、以下についてどのようにお考えですか。
  - (1) 未成年のお子さんの親権者について  
未成年者 の親権者を(夫・妻)とする。  
その他 ( )
  - (2) お子さんの養育費について  
(夫・妻)は養育費を1人あたり月額 円支払う。  
その他 ( )
  - (3) 財産分与(持ち家や預金などの分け方)について  
( )
  - (4) 慰謝料について  
(夫・妻)は慰謝料を 円支払う。  
その他 ( )
  - (5) その他に話し合いたいことがあれば、ご自由に記入してください。  
( )
- 3 婚姻費用(婚姻中の生活費のこと)についてどのようにお考えですか。  
(夫・妻)は婚姻費用として月額 円を支払う。  
その他 ( )

この照会書は、申立人から申請があれば、閲覧やコピーが許可されることがあります。

4 以下の(1)から(6)までは未成年のお子さんがいる場合に記載してください。

(1) 現在、お子さんを主に養育している人は誰ですか。

夫 妻 その他 ( )

(2) 面会交流（お子さんと別居している親との間での面会や手紙等による交流）について取り決めをしましたか。

取り決めをした。

取り決めの内容 ( )

取り決めをしていない

(3) 現在、面会交流を実施していますか。

取り決めのとおり実施している。

取り決めのとおりではない又は取り決めはしていないが面会交流は実施している。

実施している面会交流の概要

\_\_\_か月に\_\_\_回程度会っている。 電話やメールで連絡をとっている。

その他 ( )

面会交流は行っていない。

面会交流を行っていない理由や取り決めのとおり面会交流ができない理由等があれば記載してください。

( )

(4) 今後、面会交流をどのようにしたいと考えていますか。

次のような条件等で面会交流を実施したい。

次のような条件等であれば面会交流の実施を受け入れる。

具体的な条件等（回数，曜日，場所等）

( )

面会交流を実施することは相当ではない。

その理由

( )

まだ考えていない。

(5) お子さんに対して、離婚についての話し合いを始めることや今後の生活について説明をしたり、お子さんの意見を聞いたことがありますか。

説明をしたり、意見を聞いたことはない。

説明をしたことや、意見を聞いたことがある。

説明した内容やその時のお子さんの様子、お子さんの意見等について、具体的に記載してください。

説明をしたことがなかったり、お子さんの意見を聞いたことがない場合には、お子さんが離婚や今後の生活について、どのように考えていると思われるかについて記載してください。

( )

(6) その他、お子さんのことについて、調停を進めるにあたって心配していることや、伝えておきたいことがあれば、具体的にお書きください。

( )

